

東日本大震災への対応と今後の取組

国土交通省

令和4年3月29日

1. 住宅再建・復興まちづくり	・・・P2
2. 観光の振興	・・・P3
3. インフラの復旧・復興	・・・P4
(参考) 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況	・・・P5
(参考) 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」改定の概要	・・・P6
(参考) 特定復興再生拠点区域外に係る対応	・・・P8

1. 住宅再建・復興まちづくり

復興の現状と今後の取組

- 福島の帰還困難区域等において、復興・再生の拠点となる市街地の整備等を支援。

(双葉町2地区、大熊町2地区(1地区完了)、浪江町1地区) ※令和4年2月末時点。

⇒ 今後事業化される地区も含め、引き続き事業を着実に推進。

＜特定復興再生拠点区域における避難指示解除の目標時期＞

- ・2022年春以降： 双葉町(6月以降)、大熊町、葛尾村
- ・2023年春頃： 富岡町、浪江町、飯館村

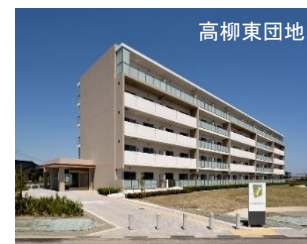
- 帰還者向け災害公営住宅等の整備を引き続き支援。



帰還者向け災害公営住宅等建設地
(双葉町 双葉駅西側地区)



福島復興再生拠点整備事業
(双葉町 双葉駅西側地区)



高柳東団地
災害公営住宅整備 (宮城県名取市)

- 災害公営住宅の家賃低廉化等に係る費用への支援を引き続き実施。

- 土地の有効活用に向けた自治体の取組を、復興庁と連携して支援。

- 被災地のバス交通等の確保・維持を引き続き支援。



被災地域間幹線系統確保維持事業

2. 観光の振興

復興の現状と今後の取組

【福島】

- 福島県における観光復興を促進するため、滞在コンテンツの更なる充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を引き続き支援。
- 地域観光事業支援により、福島県が実施する県民割を支援しており、4月1日より、同一の地域ブロック内※1からの旅行にも支援対象を拡大。福島県では、本支援を活用し、「県民割プラス※2」を実施している。

※1 東北各県は北海道・東北からの旅行が対象

※2 1泊以上の旅行商品若しくは宿泊に対する割引、宿泊者へのクーポン配布
 実施期間: 令和3年10月4日～令和4年1月31日、3月28日～4月28日
 4月1日より岩手県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県の在住者にも対象を拡大

【全体】

- ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として海の魅力を高めるブルーツーリズムを推進し、国内外からの誘客と観光客の定着を図る。
- 地域観光事業支援により各県が実施する県民割を支援しており、4月1日より、同一の地域ブロック内からの旅行にも支援対象を拡大。
- 東北に特化した海外主要市場向けのディスティネーション・キャンペーンとして、平成28年度～令和3年度にJNTOによる集中的な訪日プロモーションをするとともに、インバウンド向けの滞在コンテンツを充実・強化。
- 2019年の東北6県の外国人宿泊者数は震災前の約3倍の約168万人泊となり、「2020年までに150万人泊」の目標を達成。

※新型コロナウイルスの影響を受けて2021年の東北6県の外国人宿泊客数は約10万人泊となった。



ブルーツーリズム推進支援事業
 (海水浴場等の受入環境整備支援)

3. インフラの復旧・復興

復興の現状と今後の取組

(海岸)

- 被災した海岸の復旧・復興事業は、国土交通省所管276箇所のうち、267箇所が完成済み。(約97%)※令和4年1月末時点
 ⇒ 残る基幹インフラ事業(岩手・宮城・茨城県の海岸対策)の早期完了に向けて、着実に事業を推進。

(下水道)

- 復興まちづくり計画に基づく下水道整備は、25 地区中22 地区で完了。(88%) ※令和4年1月末時点
 ⇒ 残る基幹インフラ事業(宮城県の下水道事業)の早期完了に向けて、着実に事業を推進。

(道路)

- 国土交通省が中心となって整備を進めた復興道路・復興支援道路(550km)は令和3年12月に全線が開通。
 ⇒ 残る基幹インフラ事業(岩手・宮城・福島県の区市町村管理区間の道路整備)の早期完了に向け、着実に事業を推進。
- 常磐道では4車線化を順次実施。

(鉄道)

- JR常磐線の全線運転再開(令和2年3月)により、被災した鉄道は全て復旧。

(港湾)

- 主要な港湾施設の復旧は平成29年度で完了。
- 被災地域の経済を支える物流拠点の形成等に必要な港湾施設の整備を実施。



三陸沿岸道路 普代～久慈 (25.0km)開通 (R3.12.18)

公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

(令和4年1月末時点)

項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率
■ 海岸対策※1 (本復旧・復興工事に着手した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合) <small>※国が避難指示区域等として設定した、福島県内の12市町村を除く。</small>	90% (完了) 100% (着工)	■ 交通網(道路)(直轄区間) (本復旧が完了した道路開通延長の割合) <small>※避難指示解除準備区域等を含む。岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号に限る。</small>	100% (完了)	■ 交通網(港湾) (本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合)	100% (完了)	■ 復興まちづくり(土地区画整理事業※3) (造成工事の着工数、宅地の引渡開始地区※4数、造成工事の完了数の割合) <small>※供給計画は「住まいの復興工程表」(R3.3末時点)による。</small>	【地区ベース】 100% (完了) 【戸数ベース】 100% (完了)
■ 河川対策(直轄区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(直轄管理区間)の割合) <small>※旧北上川(本復旧工事完了済)では、引き続き地震・津波対策を実施中。</small>	100% (完了)	■ 交通網(道路)(県・市町村管理区間) (本復旧が完了した道路路線数の割合)	99%	■ 災害公営住宅 (災害公営住宅の用地確保が完了した戸数、建築工事に着手した戸数、建築工事が完了した戸数の割合) <small>※進捗率には、調整中及び帰還者向け災害公営住宅の計画を含んでいない。供給計画は「住まいの復興工程表」(R4.1末時点)による。</small>	100% (完了)	■ 復興まちづくり(津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数、工事に着手した地区数の割合)	100% (完了)
■ 河川対策(県・市町村管理区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(県・市町村管理区間)の割合)	98%	■ 交通網(道路)(復興道路・復興支援道路) (復興道路・復興支援道路の着工率、復興道路・復興支援道路の整備率)	100% (完了)	■ 復興まちづくり(防災集団移転促進事業) (造成工事の着工数、造成工事の完了数の割合) <small>※災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む。供給計画は「住まいの復興工程表」(R3.3末時点)による。</small>	【地区ベース】 100% (完了) 【戸数ベース】 100% (完了)	■ 復興まちづくり(造成宅地の滑动崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)	100% (完了)
■ 下水道 (通常処理に移行した下水処理場※2の割合) (復興まちづくり計画に基づき下水道事業を計画し、処理場またはポンプ場の整備を含む地区数のうち、 ・下水道事業に着手している地区数 ・下水道事業が一部供用開始した地区数 ・下水道事業が完了した地区数の割合)	【復旧】 100% (完了) 【復興】 88% (完了) 92% (一部供用開始) 100% (着工)	■ 交通網(鉄道) (運転を再開した鉄道路線延長※の割合) <small>※JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む。避難指示解除準備区域等を含む(JR常磐線浪江～富岡区間(20.8km)を含む)</small>	100%	<small>※1 「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。 ※2 「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。 ※3 防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む。 ※4 宅地の一部を引渡した地区を計上。 ※ 対象地域は、原則として福島県の帰還困難区域等を除く、東日本大震災により被災した地域である。 ※ 福島県の帰還困難区域等の進捗状況については、今後、インフラ復旧の工程表の作成状況等に応じて、作成予定。 ※ 各指標の分母、分子の定義については、事業の進捗に応じ変更となる可能性がある。</small>			

出典: 復興庁「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」を基に当省にて更新

令和元年12月に閣議決定した「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」について、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、名称を「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」とした上で、所要の改正を行う。

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

地震・津波被災地域

○ 被災者支援

(心のケア、コミュニティ形成、子どもへの支援等)

被災者が直面する課題は様々であり、社会情勢も変化
する中、引き続き、事業の進捗に応じた支援を継続。

○ 住まいとまちの復興

➤ 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業

復興交付金廃止に伴い、別の補助事業により支援。
補助率嵩上げと特別家賃低減事業を災害公営住宅
の管理開始後10年間継続。

➤ 沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用

造成宅地や移転元地等の活用について、計画から
活用まで、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。
これにより、政府全体の施策の総合的な活用を図り、
被災地方公共団体の取組を後押し。

○ 産業・生業の再生

➤ 東日本大震災事業者再生支援機構等による支援
販路開拓等の課題解決に向けたサービス提供を強化し、
第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者
の再生を支援。

※原子力災害による被害を受けた事業者についても支援

➤ 水産業の支援

被災地の中核産業である水産業について、漁場の
がれき撤去等による水揚げ回復、水産加工業における
販路回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援。

○ 地方創生との連携強化

人口減少等の中長期的な課題に対応するため、地方
創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要。
復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化。

※避難指示解除地域の復興・再生に向けても連携

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針改定の概要

令和3年3月9日
閣議決定

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

原子力災害被災地域

○ 事故収束(廃炉・汚染水対策)

ALPS処理水について、先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論。

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

➢ 避難指示解除地域における移住等の促進

帰還促進と併せ、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等のため、交付金により地方公共団体や移住・起業する個人を支援。

➢ 避難指示解除等区域の復興に資するインフラ整備

社会資本整備総合交付金(復興枠)による総合的・一体的な社会資本整備の支援を継続。

➢ 帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組

特定復興再生拠点区域について、目標期間内の避難指示解除に向け、進捗管理を行いつつ、引き続き整備。

同拠点区域外について、各地方公共団体の課題・要望等を丁寧に伺いながら方針の検討を加速化。

○ 国際教育研究拠点の整備

福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成、産業競争力強化や世界にも共通する課題解決に貢献する観点から、「創造的復興の中核拠点」として新設。
復興推進会議決定に基づき推進。

○ 営農再開の加速化

福島特措法による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援。

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

被災地全体の農林水産や観光等における風評払拭に向け、引き続き国内外への情報発信を推進。

食品等に関する出荷規制等について、知見やデータの蓄積を踏まえ、科学的・合理的な見地から検証。

検証結果等について、分かりやすく情報発信。

※ 福島県のみならず規制の残る地域全体を対象

事業規模と財源

平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源は、32.9兆円程度。

組織

- ・ 復興庁の設置期間は令和13年3月31日まで延長。
- ・ 岩手・宮城の復興局の位置を釜石市・石巻市に変更。
- ・ 復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有。

帰還困難区域の復興・再生

○特定復興再生拠点区域外に係る対応

- 令和3年8月31日、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を政府の基本的方針として決定。
- 今後、基本的方針に基づき、関係機関と連携し、地元と十分に議論しつつ、施策の具体化を推進。

(1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。**

【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。

【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。

【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。

【予算・財源】 除染・解体は国の負担。復興特会及びエネルギー特会により確保。

【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。

【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

(2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。**